

学童クラブ入会要件等の見直しについて

区では、杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づき、令和9年度までに放課後等居場所事業を全校で実施し、すべての小学生が安全・安心に過ごすことのできる放課後の居場所の整備を進めています。

こうした放課後の居場所の整備を踏まえ、学童クラブについては、放課後に継続的な保護又は見守りを必要とする児童をより適切に受け入れることができるよう、令和9年度から入会要件等を見直すこととしますので、その内容について報告します。

1 見直しの趣旨

- 学童クラブは、保護者の就労等により放課後の保護を必要とする児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供している。放課後等居場所事業等の実施により、すべての小学生が利用できる放課後の居場所が整うことから、学童クラブについては、継続的な保護又は見守りの必要性をより適切に反映した入会要件等に見直し、その必要性が高い児童を優先して受け入れる仕組みとする。

2 見直しの基本的な考え方

(1) 保護又は見守りの必要性に応じた受入れ

- 児童の発達段階、特別な支援の必要性、家庭環境その他の事情、世帯の状況及び保護を必要とする日数等を総合的に勘案し、継続的な保護又は見守りの必要性が高い児童（以下、「継続的な保護等を必要とする児童」という。）を優先して入会を決定する。
- 特に、小学1年生から3年生までの児童、障害等により特別な支援を必要とする児童及び家庭環境等により継続的な保護等を必要とする児童については、その必要性を入会順位に適切に反映する。

(2) 学童クラブと放課後等居場所事業等との関係

- 学童クラブは、継続的な保護等を必要とする児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、育成支援を行う。
- 放課後等居場所事業等は、すべての小学生が利用できる放課後の居場所として、児童の多様な放課後の過ごし方を支える。

3 主な見直しの内容（詳細は別紙参照）

(1) 入会要件及び入会順位の見直し

- 学童クラブの利用実態を踏まえて、保護の必要性の判定基準を改める。
- 低学年児童の保護又は見守りの必要性を、入会順位にこれまで以上に反映する。
- 特別支援児童について加点対象を拡大するとともに、家庭環境その他の事情により継続的な保護又は見守りを必要とする児童を新たな評価項目として入会順位に反映する。

(2) 受入れ及び利用に関する取扱いの見直し

- これまで、目安・定員（以下「定員等」という。）を超えて入会希望があった場合は、学

年等を問わず、一律に出席率を勘案した最大受入数まで受け入れていた。今後、定員等を超える受入れについては、継続的な保護等を必要とする低学年児童等を対象とし、施設の状態、職員体制及び安全確保の状況等を踏まえ、適切な育成環境を確保できる範囲で判断する。

- 放課後等居場所事業等の実施により、全区立小学校において、長期休業期間中を含め、すべての小学生が利用できる放課後の居場所が整うことから、短期入会制度を廃止し、学童クラブは年間を通じた利用を基本とする。
- 育児休業期間については、これまで障害等のある児童を除き学童クラブを利用できない取扱いとしていたが、児童の生活環境の継続性に配慮し、既に在籍している児童については、在籍している年度中の継続利用を認める。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	10月	規則・要綱等の関係規定の整備
	11月	保護者周知、令和9年度入会申請受付開始
令和9年	4月	新たな枠組みによる受入開始

主な見直しの内容

項目	現行	見直し後	見直しの考え方
児童の発達段階	学年に応じて調整	学年に応じて調整（低学年児童の加点を引き上げる）	発達段階に応じた保護又は見守りの必要性を入会順位に反映する。
特別支援児童	特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童及び愛の手帳等の交付を受けている児童に加点	現行の加点対象に加え、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童にも加点	特別な支援又は見守りの必要性を、児童の状況に応じて入会順位に反映する。
家庭環境その他の事情により継続的な保護等を必要とする児童	加点なし	新たに加点	家庭環境等による継続的な保護又は見守りの必要性を入会順位に反映する。
世帯状況	ひとり親世帯等を考慮	ひとり親世帯等に加え、生活保護受給世帯にも加点	世帯の状況を入会順位に適切に反映する。
定員運用	目安・定員を超えて入会希望があった場合は、学年等を問わず、一律に出席率を勘案した最大受入数まで受け入れ	目安・定員を超える最大受入数までの受入れについては、継続的な保護等を必要とする低学年児童等について、適切な育成環境を確保できる範囲で判断	定員運用の見直しにより、必要度の高い児童の利用を優先するとともに、適切な育成環境を確保する。
短期入会制度 （学校長期休業期間中の利用等）	あり	廃止	放課後等居場所事業等の実施により、学校長期休業期間中を含め、すべての小学生が利用できる放課後の居場所が整うことから、短期入会制度を廃止し、学童クラブは年間を通じた利用を基本とする。
育児休業期間の利用	原則利用対象外（障害等のある児童を除く）	既に在籍している児童は、在籍している年度中の継続利用を認める。	児童の生活環境の継続性に配慮し、年度内の継続利用を可能とする。